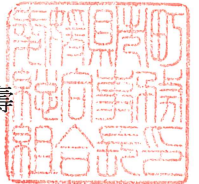


入札公告 第 30 号

愛媛県市町総合事務組合において、次のとおり一般競争入札を行いますので、愛媛県市町総合事務組合契約規則（令和 1 年規則第 3 号）第 5 条の規定に基づき公告します。入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成し、当組合に提出してください。

令和 2 年 12 月 7 日

愛媛県市町総合事務組合
組合長 稲本 隆 壽



1 競争入札に付する事項

(1) 契約件名

愛媛県自治会館施設備品購入事業

(2) 備品の内容

別添「愛媛県自治会館施設備品購入事業仕様書」のとおり

(3) 納入時期

令和 3 年 6 月 30 日まで（ただし、現在建て替え中の愛媛県自治会館の建築により変更される可能性がある。）

(4) 納入場所

愛媛県自治会館（松山市一番町四丁目 1 番地 2）

2 入札参加者に必要な条件

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 愛媛県内中予地区に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 過去 3 年以内（平成 29 年度～令和元年度）において国（公社、公団等を含む。）、地方公共団体、その他の公的機関に対する物品等の 10,000,000 円以上の納入実績があり、かつ、5,000,000 円以上の納入実績が複数回ある者であること。

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）の規定に基づく特定調停手続開始の申し立てを行った者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てを行った者。

- (5) 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 24 号）第 6 条の排除措置対象者に該当しない者であること。

3 申請書の作成に係る事項

(1) 申請書や仕様書等の交付

- ア 交付期間 この公告の日から令和 2 年 12 月 28 日（月）まで
イ 交付方法 当組合ホームページよりダウンロード
(URL : <http://ecsk.jp/sougoujimu/koukoku3.php>)
ウ 交付場所 〒790-0067 松山市大手町一丁目 7 番地 3 松山大手町ビル 3 階
愛媛県市町総合事務組合 事業課
電話 (089)941-7598 FAX (089)945-1318

(2) 申請書の提出方法

この一般競争入札への参加希望者は、あらかじめ以下の書類を提出すること。

- ア 提出部数 競争参加資格確認申請書（様式第 1 号） 1 部
イ 提出期限 令和 2 年 12 月 18 日（金） 午後 5 時必着
ウ 提出場所 〒790-0067 松山市大手町一丁目 7 番地 3 松山大手町ビル 3 階
愛媛県市町総合事務組合 事業課
電話 (089)941-7598 FAX (089)945-1318

エ 提出方法 直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便に限る。）

(3) 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を各 1 部添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、別の書類をもってこれに代えることができる。

- ア 同種（類似）業務の履行実績（様式第 2 号）
イ 営業許可・資格証明書等の写し
ウ 納税証明書の写し
エ 財務諸表類の写し
オ 業務内容紹介資料等

4 仕様書等に関する質疑応答

- (1) 質疑事項等がある場合は、別紙「施設備品購入事業仕様書等に関する質問書」（第 3 号様式）を当組合に提出すること。提出方法は、次のいずれかによる。

- ア FAX (089)945-1318
イ 電子メール jigyouse@ecsk.jp
ウ 直接持参

なお、FAX 又は電子メールでの提出の場合は、電話で着信確認を行うこと。

- (2) 質疑書の受付期間は、この公告の日から令和 2 年 12 月 18 日（金）午後 5 時（必着）までとする。
(3) 質問に対する回答は、令和 2 年 12 月 22 日（火）午後 5 時までに当組合ホームページ（URL : <http://ecsk.jp/sougoujimu/koukoku3.php>）に掲載する。

5 申請者の審査結果に関する事項

申請者の審査結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により申請者に記載されたメールアドレスにメールにて通知する。また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由をメールにて通知する。

通知予定日：令和2年12月22日（火）

6 入札に関する事項

(1) 入札書の受付期間

郵便による入札（一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかとし、封筒表面に入札書在中と記載し封印をすること。）

令和3年1月6日（水）から1月21日（木） 必着

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月22日（金） 午前10時

イ 場所 愛媛県水産会館 5階 研修室

(3) 入札書の記載

入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書（第4号様式）に記載すること。

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(4) 入札説明会

実施しない。

7 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

8 入札の無効

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札に際し談合その他不正の行為があったと認められるとき。

(3) 入札者が契約規則又は入札条件に著しく違反したと認められるとき。

9 最低制限価格

設定しない

10 落札者の決定方法

入札書に記載された価格が最も低いものを落札決定者とする。この場合において、同じ価格のものが2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 仮契約の締結

本事業の契約の締結については、愛媛県市町総合事務組合議会（以下「議会」という。）の議決を要するため議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。



- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、本組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

1 2 その他

- (1) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

1 3 入札及び契約に関する事務を担当する問い合わせ先

愛媛県市町総合事務組合 事業課

790-0067

松山市大手町一丁目7番地3

TEL : 089-941-7598 FAX : 089-945-1318

E-mail : jigyoun@ecsk.jp

